函館市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，函館市補助金等交付規則（昭和６２年規則第４３号。以下「規則」という。）第１条の規定に基づき，函館市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等（以下「訓練促進給付金等」という。）の支給に関し，必要な事項を定めるものとする。

（訓練促進給付金等の支給）

第２条　市長は，母子家庭の母または父子家庭の父の就職の際に有利であり，生活の安定に資する高等職業資格の取得を促進するため，当該資格に係る養成訓練の受講期間について高等職業訓練促進給付金を支給するとともに，養成機関への入学時における負担を考慮し，高等職業訓練修了支援給付金を修了後に支給する。

（給付金の種類）

第３条　給付金の種類は次のとおりとする。

（１）　高等職業訓練促進給付金（母子および父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号。以下「法」という。）第３１条第２号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金および法第３１条の１０において準用する法第３１条第２号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金をいう。以下「訓練促進給付金」という。）

（２）　高等職業訓練修了支援給付金（法第３１条第３号に規定する政令で定める母子家庭高等職業訓練修了支援給付金および父子家庭高等職業訓練修了支援給付金をいう。以下「修了支援給付金」という。）

（支給対象者）

第４条　訓練促進給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は，養成機関において修業を開始した日以後において，また，修了支援給付金の支給対象者は養成機関における修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）および当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日（以下「修了日」という。）において，次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

（１）　市内に住所を有する母子家庭の母または父子家庭の父（法第６条第１項または第２項に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。また，父子家庭の父については，平成２５年４月1日以降に修業を開始したものをい

う。）である者

（２）　児童扶養手当受給者または同等の所得水準である者（ただし，児童扶養手当法施行令（昭和３６年政令第405号）第６条の７の規定は適用しない。）なお，その者の所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても，その後１年間に限り，引き続き対象者とする。

（３）　就職を容易にするために必要な資格として市長が定める資格（以下「対象資格」という。）を取得するため，養成機関において６月以上のカリキュラムの修業が予定されているもの（雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座を受講する場合には，情報関係の資格や講座））で，対象資格の取得が見込まれる者

（４）　就業または育児と修業の両立が困難であると認められる者

（対象資格）

第５条　訓練促進給付金等の支給の対象資格は，次の各号に掲げるものとする。

（１）　看護師

（２）　准看護師

（３）　保育士

（４）　介護福祉士

（５）　作業療法士

（６）　理学療法士

（７）　歯科衛生士

（８）　美容師

（９）　社会福祉士

（10）　製菓衛生師

（11）　調理師

（12）　自動車整備士

（13）　理容師

（14）　栄養士

（15）　シスコシステムズ認定資格，ＬＰＩ認定資格

（16）　その他市長が認める資格

（支給期間等）

第６条　訓練促進給付金等の支給の対象となる期間は，次の各号に掲げるものとする。

（１）　訓練促進給付金

ア　訓練促進給付金の支給期間は，支給対象者が修業する期間に相当する期間（その期間が４８月を超えるときは，４８月）を超えない期間とする。（平成２１年６月５日の時点で修業していた，または平成２１年６月５日から平成２４年３月３１日までに修業を開始した母子家庭の母については，修業する期間の全期間とする。また，平成３０年度以前に修業を開始し（平成２１年６月５日から平成２４年３月３１日までに修業を開始した者は除く。），平成３１年４月１日時点で修業中の者についても，支給期間を修業する期間（その期間が４８月を超えるときは，４８月）を超えない期間とする。）

イ　訓練促進給付金の支給を受け，准看護師養成機関を修了する者が引き続き，看護師の資格を取得するために，養成機関で修業する場合には，通算４８月を超えない範囲で支給するものとする。（令和２年度以前に修業を開始し，令和３年４月１日時点で修業中の者についても，通算４８月を超えない範囲で支給して差し支えない。）

ウ　訓練促進給付金は，月を単位として支給するものとし，申請のあった日の属する月から始め，支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

エ　訓練促進給付金の支給を受けて養成機関に修業している者が休学したときは，その休学を始めた日の属する月の翌月（休学を始めた日が月の初日の場合は，その日の属する月）から，復学の日の属する月の前月（復学の日が月の末日である場合は，その日の属する月）までの間につき，訓練促進給付金を支給しないこととする。

オ　休学した者が復学した場合には，受給資格等の支給要件を確認のうえ，訓練促進給付金の支給を再開することができる。この場合において，休学により訓練促進給付金を支給しなかった期間は，同号アに定める「修業する期間」に含めないものとする。

（２）　修了支援給付金

修了支援給付金は，修了日を経過した日以後に支給するものとする。なお，訓練促進給付金の支給を受け，准看護師養成機関を修了する者が引き続き看護師の資格を取得するために，養成機関で修業する場合には，原則として看護師養成機関の修了日を経過した日以降に修了支援給付金を支給するものとする。

（訓練促進給付金等の額）

第７条　訓練促進給付金等の額は，次の各号に掲げるものとする。

（１）　訓練促進給付金

ア　訓練促進給付金の支給額は次に掲げる支給対象者の区分に応じ，それぞれに定める額とする。

（ア）　支給対象者および支給対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治２９年法律第８９号）第８７７条第１項に定める扶養義務者で当該支給対象者と生計を同じくする者を含む。以下同じ。）が訓練促進給付金の支給の請求をする月の属する年度（４月から７月までに当該訓練促進給付金の支給の請求をする場合にあっては，前年度）分の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし，同法第３２８条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市の条例に定めるところにより当該市町村民税を免除された者および母子家庭等自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし，当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。）　月額１００，０００円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の１２月（その期間が１２月未満であるときは，当該期間）については，月額１４０，０００円。平成２４年３月３１日までに修行を開始した者は月額１４１，０００円）

（イ）　（ア）に掲げる者以外の者　月額７０，５００円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の１２月（その期間が１２月未満であるときは，当該期間）については,月額１１０，５００円）

イ　訓練促進給付金は，原則として，同一の者には支給しないものとする。

（２）　修了支援給付金

ア　修了支援給付金の支給額は，次に掲げる支給対象者の区分に応じ，それぞれに定める額とする。

（ア）　支給対象者および支給対象者と同一の世帯に属するものが修了日の属する月の属する年度（修了日の属する月が４月から７月までの

場合にあっては，前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者　５０，０００円

（イ）　（ア）に掲げる者以外の者　２５，０００円

イ　修了支援給付金は，原則として，同一の者には支給しないものとする。

（訓練促進給付金等の支給申請）

第８条　訓練促進給付金等の支給を受けようとする者は，別記第１号様式「函館市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給申請書」に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし，添付書類が公簿等により確認できる場合は，省略することができる。

（１）　訓練促進給付金

ア　支給対象者およびその扶養している児童の戸籍謄本または戸籍抄本（外国人である場合を除く。）

イ　支給対象者およびその扶養している児童の属する世帯全員の住民票の写し

ウ　次に掲げるいずれかの書類

（ア）　当該対象者に係る児童扶養手当証書の写し

（イ）　当該対象者の前年（１月から７月までの間に申請する場合には，前々年）の所得の額ならびに加算対象扶養親族（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する扶養親族のうち控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族以外のものをいう。）および生計維持児童（受給希望者の扶養親族でない児童で受給希望者が生計を維持しているものをいう。）の有無および数，老人扶養親族および特定扶養親族の有無および数についての市町村長（特別区長を含む。以下同じ。）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあっては，当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（別記第２号様式「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）および当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市村長の証明書を含む。）

（ウ）　当該対象者の前々年（１月から７月までの間に申請する場合には，３年前の年）の所得の額ならびに加算対象扶養親族および生計維持児童の有無および数，老人扶養親族および特定扶養親族の有無およ

び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあっては，当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（別記第２号様式「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）および当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

エ　第７条第１号ア（ア）に掲げる者にあっては，支給対象者および支給対象者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他第７条第１号ア（ア）に掲げる者に該当することを証明する書類

オ　支給申請時に修業している養成機関の長が証明する在籍を証明する書類（令和３年４月１日から令和４年３月３１日までに修業を開始する者で当該書類の提出が困難な場合は，これに代わる書類）

（２）　修了支援給付金

ア　支給対象者およびその扶養している児童の戸籍謄本または戸籍抄本（修業開始日および修了日における状況を証明できるものに限る。）（外国人である場合を除く。）

イ　支給対象者およびその扶養している児童の属する世帯全員の住民票の写し（修了日における状況を証明できるものに限る。）

ウ　次に掲げるいずれかの書類

（ア）　当該対象者に係る児童扶養手当証書の写し

（イ）　当該対象者の前年（１月から７月までの間に申請する場合には，前々年）の所得の額並びに加算対象扶養親族（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する扶養親族のうち控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族以外のものをいう。）および生計維持児童（受給希望者の扶養親族でない児童で受給希望者が生計を維持しているものをいう。）の有無および数，老人扶養親族および特定扶養親族の有無および数についての市町村長（特別区長を含む。以下同じ。）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあっては，当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（別記第２号様式「16歳以上19歳未

満の控除対象扶養親族に関する申立書」）および当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市村長の証明書を含む。）

（ウ）　当該対象者の前々年（１月から７月までの間に申請する場合には，３年前の年）の所得の額並びに加算対象扶養親族および生計維持児童の有無および数，老人扶養親族および特定扶養親族の有無および数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあっては，当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（別記第２号様式「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）および当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

エ　第７条第２号ア（ア）に掲げる者にあっては，支給対象者および支給対象者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他第７条第２号ア（ア）に掲げる者に該当することを証明する書類（修了日の属する年度（修了日の属する月が４月から７月までの場合にあっては，前年度とする。）の状況を証明できるものに限る。）

オ　養成機関の長が証明する修了証明書の写し

２　訓練促進給付金の申請は，修業を開始した日以後に行うことができるものとし，修了支援給付金の申請は，修了日を経過した日以後に行うことができるものとする。

３　修了支援給付金の申請は，修了日から起算して３０日以内にしなければならない。ただし，やむを得ない事由があるときは，この限りではない。

（支給決定の通知）

第９条　市長は，前条の規定により申請があった場合において，その内容審査および必要に応じて行う調査等により，支給決定したときは，別記第３号様式「函館市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書」により当該申請者に通知するものとする。

（修業期間中の在籍状況の確認等）

第10条　訓練促進給付金の支給の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は，おおむね四半期ごとに養成機関の長が証明する在籍証明書または別記第４号様式「出席状況確認書」を市長に提出しなければならない。（令和３年４月１日から令和４年３月３１日までに修業を開始する者で該書類の提出が困難な場合は，これに代わ

る書類）また，必要と認める時に，養成機関の長が証明する単位取得証明書等の提出を求めることができる。

（支給要件喪失および変更の届出）

第11条　受給者は，第４条に規定する要件に該当しなくなったときは，その該当しなくなった日から１４日以内に，別記第５号様式「函館市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等受給資格喪失届」を市長に提出しなければならない。

２　受給者は，受給者もしくは受給者と同一の世帯に属する者（当該受給者の民法（明治２９年法律第８９号）第８７７条第１項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくする者を含む。）に係る市町村民税の課税の状況が変わったとき，世帯を構成する者（当該受給者の同項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくする者を含む。）に異動があったとき，受給者が休学または復学したときは，やむを得ない事由がある場合を除き，その異動があった日から１４日以内に，別記第６号様式「函館市母子家庭等高等職業訓練促進給付金課税状況等変更届」を市長に提出しなければならない。

（支給決定の取消および変更通知）

第12条　市長は，受給要件に該当しなくなったと認めるときは，その支給を取り消し，別記第７号様式「函館市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給決定取消通知書」により当該受給者に通知するものとする。

２　市長は，前条第２項の届出があった場合において，支給額に変更が生じたときは，別記第８号様式「函館市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給額変更通知書」により当該受給者に通知するものとする。

（訓練促進給付金の実績報告）

第13条　訓練促進給付金の受給者が養成機関を終業したときは，終業日から１月以内または翌年度の４月２０日までのうち，いずれか早い日まで（養成機関を終業せずに高等職業訓練促進給付金の受給資格を喪失した場合は，喪失日から１４日以内）に，別記第９号様式「函館市母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給実績報告書」（以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし，添付書類が公簿等により確認できる場合は，省略することができる。

（１）　第８条第１項第１号のアからオまでに規定する書類

（２）　養成機関を卒業した者は養成機関の長が証明する修了証明書等

（３）　養成機関の長が証明する単位取得証明書等（令和３年４月１日から令和４年３月３１日までに修業を開始する者で当該書類の提出が困難な場合は，省略することができる。）

（４）　養成機関の長が証明する在籍証明書または出席状況確認書（令和３年４月１日から令和４年３月３１日までに修業を開始する者で当該書類の提出が困難な場合は，これに代わる書類）

（訓練促進給付金の額の確定）

第14条　市長は，前条により実績報告書の提出があったときは，給付金の額を確定し，別記第１０号様式「函館市母子家庭等高等職業訓練促進給付金の額の確定通知書」により通知するものとする。

（訓練促進給付金等の返還）

第15条　市長は，偽りその他不正の手段により訓練促進給付金等の支給を受けたものがあるときは，支給額に相当する金額の全部をその者から返還させることができる。

（細則）

第16条　この要綱の実施に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

この要綱は，平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成１７年４月２１日に施行し，平成１７年４月１日から適用する。

附　則

１　この要綱は，平成２０年４月１日から施行する。

２　平成１９年度以前から養成機関において受講をしている者については，なお，従前の例によること。

附　則

１　この要綱は，平成２１年２月４日から施行する。

２　平成１９年度以前から養成機関において受講をしている者については，なお，従前の例によること。

附　則

この要綱は，平成２１年６月２２日から施行し，平成２１年６月５日から適用する。

附　則

この要綱は，平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２３年３月２４日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２４年７月９日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２４年８月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２５年５月１６日から施行し，平成２５年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は，平成２５年１１月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２６年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２８年１月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２８年７月１３日から施行し，平成２８年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は，平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成３０年８月３日から施行し，平成３０年８月１日から適用する。

附　則

この要綱は，平成３０年１１月１５日から施行し，平成３０年１１月１日から適用する。

附　則

この要綱は，令和元年６月７日から施行し，平成３１年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は，令和元年１２月５日から施行し，令和元年７月１日から適用する。

附　則

1　この要綱は，令和３年４月１日から施行する。

2　経過措置

（1）　令和３年７月以前分の訓練促進給付金の支給月額の決定に係る対象者および当該対象者と同一の世帯に属する者には，健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第381号）による改正前の母子および父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）における寡婦等のみなし適用対象者（平成29年所得から令和元年所得において地方税法第292条第１項第11号イ中「夫と死別し，若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって，現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第１項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者および同法第292条第１項第12号中「妻と死別し，若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって，現に婚姻をしていないもの」と読み替えることとしていた者の平成29年所得から令和元年所得についてなお従前のとおりの取扱をした場合に同法第295条第１項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者をいう。以下同じ。）を含み，訓練促進給付金および修了支援給付金の支給の申請に際しては，当該対象者または当該対象者と同一の世帯に属する者が，寡婦等のみなし適用対象者であったときは，当該寡婦等のみなし適用対象者およびその者の子の戸籍謄本ならびに当該寡婦等のみなし適用対象者およびその者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等，当該事実を明らかにする書類を添付することとする。

（2）　令和３年７月分以前の訓練促進給付金および修了支援給付金の支給の申請に際しては，当該対象者が，健康保険法施行令等の一部を改正する政令による改正前の母子および父子並びに寡婦福祉法施行令において寡婦控除または寡夫控除のみなし適用対象者（平成29年所得から令和元年所得において地方税法第23条第１項第11号イ中「夫と死別し，若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって，現に婚姻していないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第２号に規定する所得割をいう。）

の納税義務者（同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。）および同項第12号中「妻と死別し，若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって，現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり，同法第34条第１項第８号に規定する控除を受ける者をいう。）であったときは，当該対象者の子の戸籍謄本および当該対象者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等，当該事実を明らかにする書類を添付することとする。

附　則

この要綱は，令和３年４月２３日から施行し，第６条第１項イの規定は，令和３年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は，令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和６年８月３０日から施行する。